

リスクワークショップの対象事業について

1. 我が国における対象事業の実例

- ・ 民間事業者との対話によるリスクワークショップの具体的な内容が公表されている実例としては、DBO方式で実施した「青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業」がある。実施概要は次のとおり。

○目的：

リスクワークショップは、応募者の提案によるところが大きいプラント設備に係るリスクについて、提案するプラント設備の考え方、技術的リスクの所在について、市、応募者間で意見交換を行い、リスクの大小や、安全・安心の観点から重視すべきリスクを抽出し、認識を共有することを目的として、応募者ごとに行うものである。

○実施時期：

入札公告、資格審査結果通知後の第2回質問受付前。

○実施内容：

- ・ 資格審査に合格した応募者を対象として、市が公表したリスク管理方針書の「設備などに係るリスク抽出シート」に基づき、リスクワークショップを行う。事業者は事前に当該シートを提出する。
- ・ リスクワークショップの結果を受け、市は、必要な場合は、募集要項の一部を改訂し、また、リスク管理方針書の改訂を行う。
- ・ 民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、リスクワークショップの議事録は、これを公表する。なお、応募

者固有のノウハウに基づく部分については、市と応募者の協議の上、公表しないことがある。

- ・ リスクワークショップ自体は審査の対象とはならないが、応募者が提出する「設備などに係るリスク抽出シート」の内容が、今後提出する提案書類の安全対策などに確実に反映されることが条件となる。

(※各種公表資料は資料5-3補足参照)

(出典：青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業公表資料)

2. 海外における対象事業の実例

(1) イギリス

- ・ HAにおける代表的なリスクワークショップの議事次第は次のとおり。

1. 開会
 - ・ 事業の目的
 - ・ ワorkshopの目標
2. ワorkshopプロセスの概要
 - ・ 参加者の役割
 - ・ ワorkshopのルール
3. 事業の紹介
4. リスクの明確な認識と定性的分析
 - ・ 手引きと目的
 - ・ 事業におけるすべてのリスクの明確化
5. リスク評価、定性的分析
 - ・ 手引きと目的
 - ・ リスクランキング
 - ・ 中位のリスクの再配置
 - ・ リスク配分マトリックスの完成
 - ・ リスクに影響を及ぼす活動の特定
 - ・ 起こりうる影響の評価

(出典：宮本和明、北詰恵一：英国DBFO道路事業におけるリスクマネジメント（平成18年10月、武蔵工業大学（現東京都市大学）環境情報学部紀要）)

- ・全体の進行段階としては、定性的リスク評価の後に定量的リスク評価、リスクのモデリングを実施するが、リスクワークショップでは、まずリスクを明確にし、明確にされたリスクを列挙することが重要視されている（＝リスクレジスターの活用。リスクの特定、評価を行うために広く使用されているものであり、リスク特定、評価、分析等の核となる文書となっている）。

※PFI事業リスクレジスターの例

- ・実際の事業において使用されているリスクレジスターの書式は様々であるが、以下に示す表は廃棄物処理施設PFIの例である。「リスク」「そのリスクをPFI事業において通常発注者が負担しているか」「発生する可能性」「金額的影響」「軽減するための方策」が項目として挙げられている。

表 リスクレジスターの例

リスク Risk	そのリスクをPFI事業において通常発注者が負担しているか Is this risk normally one that the procurer bears on a PFI scheme?	発生する可能性 Likelihood of the risk materialising	金額的影響 Value / significance	軽減策 Mitigation strategy
<i>サービスの開始までの主要な事業リスク Major project risks retained up to service commencement</i>				
企画関連部局又は環境関連部局が、許認可について業務要求水準で想定しているよりも重い要件を課す。Planning Authority or Environmental Agency impose conditions on waste management licence or planning approval that are more onerous than the Output Specification	廃棄物 PFI スキームでは、負担している。Yes, for waste PFI schemes	現在の業務要求水準は高い水準を要求しているため、可能性は低い。 This is a low likelihood of occurrence as the Councils' output specification contains high standards	どのような要件になるかわからないので、定量化は困難 Difficult to quantify as conditions unknown	高い水準が既に業務要求水準において要求されている。 High standards already contained in Output Specification

(Lancashire Waste PFI の Risk Register より)

(出典：PFI事業におけるリスクマネジメントの在り方に関する調査（平成21年3月、内閣府）)

- ・ ハウンズロー・ロンドン特別区における幹線道路維持管理事業
（London Borough of Hounslow Highways Maintenance Project）
におけるリスクワークショップでは、Local Partnerships（旧
4Ps の機能を引き継ぐ組織）が取り仕切る形で開催された。こ
のリスクワークショップの成果が、リスクレジスターの作成に
反映されている。

(2) フランス

○リスク分担表の例

- ・病院事業においては、「BEHガイドライン (Le Guide B. E. H)」においてリスク分担表の雛形が示されている。リスクは、テーマ (Thèmes)、起こりうる結果 (Conséquences possibles)、負担者、備考 (Commentaires) について整理されている。

表 リスク分担表の例

Thèmes	Conséquences possibles	Public	Privé	Partagé	Assurance	Art. BEH	Commentaire
Développement de la conception	Allongement de la durée de la conception et éventuelles conséquences sur les travaux.		✓				L'EPS doit fixer des étapes clés pour la conception et déterminer le mode de contrôle. Il doit être en mesure de respecter ses propres échéances (délai de remise de commentaires, etc.) pendant la phase de conception.
Spécifications modifiées par l'EPS	La modification des spécifications par l'EPS conduit à revenir sur la conception et représente un coût additionnel pour la conception et la construction.	✓					Les modalités de prise en compte des coûts additionnels doivent être définies au contrat de BEH. A noter que toute modification des spécifications n'entraîne pas une augmentation des coûts.
Conception modifiée par le preneur	Le preneur peut être amené à modifier certains points de la conception qui auront un impact financier sur la construction.		✓				
Conception à modifier du fait de l'application d'une réglementation nouvelle concernant l'EPS de manière spécifique	Afin de respecter la nouvelle réglementation spécifique à l'EPS, la conception a besoin d'être modifiée.	✓					Ces changements de réglementation concernent uniquement les points n'ayant pu être raisonnablement anticipés à la signature du contrat.
Conception à modifier du fait de l'application d'une réglementation générale nouvelle	Afin de respecter la nouvelle réglementation (relative par exemple aux bâtiments accueillant du public ou au secteur du BTP), la conception a besoin d'être modifiée.		✓				Il peut être envisagé une prise en charge par le preneur jusqu'à un certain seuil.

(出典 : Le Guide B. E. H ANNEXE12)

資料5-3補足（青森市事例 公表資料）

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容				市	民間事業者			リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	民間事業者		建設請負事業	運営事業者									
(1) 全段階に共通するリスク																
契約	基本契約締結リスク	民間の責による場合	構成員又は協力企業が、基本契約の締結後に指名停止措置を受けた場合	-	-	-	-	-	-	-	-	入札説明書	第6条 契約の概要	市、構成員、協力企業	■ 契約締結後における代表企業、構成員又は協力企業に対する市の指名停止措置は、契約の制限の対象とはならない。	
	事業契約締結リスク ・建設請負契約 ・運營業務委託契約 ・基本協定	市の責による場合	管理者の交代による政策方針の転換、議会での未決や未承認、財政破綻による債務の不履行等が発生した場合 市等が策定した計画の策定、変更、かしにより事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の執行済み業務費、事業再構築に係る経費（基本計画等の作成）	○			大	民間事業者の執行済み業務費（損害）の負担（民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定）	-	-	基本協定	第12条（債務不履行など）	市、構成員、協力企業	■ 市及び民間事業者は、本協定上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
		民間の責による場合	代表企業の破綻などが発生した場合	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザリー、事務等）		○	○	大	市に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	民間事業者の構成員の連帯責任による違約金支払いを規定	基本協定	第12条（債務不履行など）	市、構成員、協力企業	■ 市及び民間事業者は、本協定上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	
		民間の責による場合	代表企業以外の構成員の破綻などが発生した場合	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザリー、事務等）		○	○	大	市に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）	民間事業者の構成員の連帯責任による違約金支払いを規定（市が構成員の変更を認めない場合）	基本協定	第12条（債務不履行など）	市、構成員、協力企業	■ 市及び民間事業者は、本協定上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	
		民間の責による場合	構成員の変更に伴う事業の遅延	事業契約の不締結、民間事業者の再選定等による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費（遅延期間分）		○	○	中	構成員の再選定及び再契約に係る経費	市が認めた場合、構成員の変更を可能とする旨を規定	入札説明書	第3条 応募者に関する要件（1）応募者の構成力 但し書き	市、構成員、協力企業	■ 市が認めた場合に限り、構成員の変更を行い、契約を締結する。	
		民間の責による場合	協力企業の破綻などが発生した場合	契約の見直し			○	○	小	協力企業再選定及び再契約に係る経費	市が認めた場合、協力企業の変更を可能とする旨を規定	入札説明書	第3条 応募者に関する要件（1）応募者の構成力 但し書き	市、構成員、協力企業	■ 市が認めた場合に限り、協力企業の変更を行い、契約を締結する。	
		民間の責による場合	民間事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由（契約手続きの未実行、契約内容の未履行、企業買収等による企業の変更等）により基本協定の締結に影響がある場合	契約の不締結、民間事業者の再選定、協議、再契約等による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の再選定及び再契約に係る経費（アドバイザリー、事務等）		○	○	大	市に生じた損害の負担	民間事業者の構成員の連帯責任による違約金支払いを規定	基本協定	第12条（債務不履行など）	市、構成員、協力企業	■ 市及び民間事業者は、本協定上の義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。	
	市、民間の責にもよらない場合	法制度の変更により、提案内容の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の執行済み業務費、事業再構築に係る経費（基本計画等の作成）	○	○	○	大	民間事業者の執行済み業務費（損害）の負担（民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定）	-	基本協定	第8条 事業契約の不成立	市、構成員、協力企業	■ 市及び民間事業者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、各自が支出した費用は、各自が負担する。		
	市、民間の責にもよらない場合	地震等の災害発生により提案内容の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の執行済み業務費、事業再構築に係る経費（基本計画等の作成）	○	○	○	大	民間事業者の執行済み業務費（損害）の負担（民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定）	-	基本協定	第8条 事業契約の不成立	市、構成員、協力企業	■ 市及び民間事業者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、各自が支出した費用は、各自が負担する。		
	制度、法改正	建設工事請負契約に係るリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設工事請負契約に係る執行済み業務費、事業再構築に係る経費（基本計画等の作成）	○			大	民間事業者の執行済み業務費（損害）（民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定）	-	-	建設工事請負契約	第68条 法令などの変更	市、建設請負事業者	■ 法令変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、市がこれを負担する。ただし、市が負担する金額が過分のときは、市は本件契約を解除することができ、この場合、市は出来形に相応する代金を支払う。
法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合			建設工事請負契約の見直し、協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		中	民間事業者の業務変更に係る経費（損害）（民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定）	-	-	建設工事請負契約	第68条 法令などの変更	市、建設請負事業者	■ 法令変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、市がこれを負担する。ただし、市が負担する金額が過分のときは、市は本件契約を解除することができ、この場合、市は出来形に相応する代金を支払う。	
運營業務委託契約に係るリスク		法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	運營業務の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運營業務委託契約に係る執行済み業務費、事業再構築に係る経費	○			大	民間事業者の執行済み業務費（損害）（民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定）	-	-	運營業務委託契約	第52条 法令変更 第3項 第64条 法令変更又は不可抗力の場合の解除	市、運營業務者	■ 法令変更により、運營業務の継続が不能となった場合又は運營業務の継続に過分の費用を要する場合、市と運營業務者は協議の上、契約を解除できる。 ■ 市は、対応する委託料が支払われていない業務に対して速やかに支払う。	
		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運營業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運營業務委託契約に係る業務変更に係る経費	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費（損害）（民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定）	-	-	運營業務委託契約	第52条 法令変更 第1項	市、運營業務者	■ 法令変更により運營業務の実施に追加費用が生じるときは、市が合理的な範囲でこれを負担する。	

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容				市	民間建設請負事業者	民間事業者	リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費												
事業計画策定	建設工事請負契約に係るリスク	市等が策定した計画の策定、変更、かしにより事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設工事請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費(基本計画等の作成)	○			中	民間事業者の実行済み業務費(損害)の負担(民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定)		建設工事請負契約	第67条 乙の解除権	市、建設請負事業者	■市の債務不履行等に起因する建設請負事業者による契約解除	
		市等が策定した計画の策定、変更、かしにより事業に影響があった場合	建設工事請負契約の見直し、協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)の負担(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)		建設工事請負契約	第29条 条件変更など第1、4、5項	市、建設請負事業者	■要求水準書不一致等の発見、確認、市による費用負担	
	運営業務委託契約に係るリスク	市等が策定した計画の策定、変更、かしにより事業の実施が不可能になった場合	運営事業の停止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費	○			大	民間事業者の実行済み業務費(損害)の負担(民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定)		運営業務委託契約	第60条 甲による解除第1項	市、運営事業者	■市は、運営事業者の責によらない場合でも契約を解除することができる。この場合、運営事業者が生じた損害を補償する責を負う。	
		市等が策定した計画の策定、変更、かしにより事業に影響があった場合	運営業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る業務変更に係る経費	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)の負担(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)		運営業務委託契約	第66条 損害賠償など第1項	市、運営事業者	■市は、市の責めに帰すべき事由により、運営事業者に損害が生じた場合、生じた損害を賠償する義務を負う。	
許認可	市の責による場合	市が取得すべき許認可手続き等の不備により、事業の実施が不可能となる場合	許可申請等による事業の遅延、契約の解除	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○			中	建設請負事業者が発生した経費(損害)の負担(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)		建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務第1項(6) 第67条 乙の解除権第1項(2) 及び第2項	市、建設請負事業者	■市は自らが取得すべき許認可手続きを行う。 ■市が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を市に請求することができる。	
		民間の責による場合	建設請負事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、市の行う申請・届出等で、民間が作成する資料等の不備等により契約解除・遅延が発生した場合	許可申請等による事業の遅延 建設工事請負契約の解除による運営事業への影響(運営事業の実施不可能)		○		中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	第61条 甲の解除権	市、建設請負事業者	■市による建設工事請負契約の解除	
				運営事業者の設立に係る経費などの負担 遅延に伴う追加的経費の発生		○		小	民間協定等による起因者による損害負担	遅延により施設の供用開始が遅れた場合、市は運営事業者に対し、責任を負わない	運営業務委託契約	第3条 事業の期間第2項	市、運営事業者	■建設事業者の状況に応じ運営期間の始期を変更することができる(市は遅延による運営事業者の損害を負担しない)	
住民対応	建設工事請負契約に係るリスク	市の責による場合	住民対応に伴う計画遅延や仕様の変更、本事業の実施状況の監視強化による仕様の変更を指示した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)の負担(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)		建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務(2)、(5) 第67条 乙の解除権第1項(2) 及び第2項	市、建設請負事業者	■市は環境影響評価手続き、住民対応を行う。 ■市が契約に違反し、契約履行が困難になった場合、建設請負事業者は契約を解除することができる。建設請負事業者は生じた損害を市に請求することができる。	
		民間の責による場合	工事計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延		○		中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該遅延の結果市に損害が生じた場合、民間事業者の構成員の連帯責任による負担を規定	建設工事請負契約	第7条 建設事業(9)	市、建設請負事業者	■建設事業者の責による住民クレームは建設事業者が対応する(第7条(10)を含むと考える)	
		市、民間のいずれの責にもよらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○			大	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)の負担(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)		建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務(5)	市、建設請負事業者	■市が事業そのものに対する住民反対等に対応する。
	運営業務委託契約に係るリスク	市、民間のいずれの責にもよらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	運営業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る業務変更に係る経費	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)の負担(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)		運営業務委託契約	第8条 善管注意義務及び業務分担、近隣対応など 第2項	市、運営事業者	■運営事業の計画自体に対する住民等の苦情等については、市の責任及び費用負担において対応、解決を図る。
		民間の責による場合	運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る業務変更に係る経費		○		小	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該遅延の結果市に損害が生じた場合、民間事業者の構成員の連帯責任による負担を規定	運営業務委託契約	第8条 善管注意義務及び業務分担、近隣対応など 第3項	市、運営事業者	■運営事業者の責めに帰すべき事由により住民等の苦情などが発生した場合、自己の責任及び費用において解決を図る。

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容				市	民間建設請負事業	民間運営事業者	リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費												
第三者賠償	建設工事請負契約に係るリスク	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		小		損害の負担	第三者賠償責任保険への加入を義務付け	建設工事請負契約	第39条 第三者に及ぼした損害 第1項	市、建設請負事業者	■工事の施工に伴う第三者への損害については建設請負事業者が賠償する(通常避けられないものを除く)
	運営業務委託契約に係るリスク	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	運営業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る業務変更に係る経費			○	小		損害の負担	第三者賠償責任保険への加入を義務付け	運営業務委託契約	第68条 第三者の損害 第69条 保険	市、運営事業者	■運営事業者は、市又は第三者に損害を生じさせたときは、これを全て賠償する。 ■運営事業者は、損失や損害かつ損害賠償に係る債務担保のため、保険を付保する。(保険内容は提案による)
環境保全	建設工事請負契約に係るリスク	建設に伴って発生した有害物質の排出や、周辺環境の悪化及び規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	復旧費、H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		小		市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	第68条 法令などの変更	市、建設請負事業者	■法令変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、市がこれを負担する。ただし、市が負担する金額が過分のときは、市は本件契約を解除することができる。この場合、市は出来形に相応する代金を支払う。
	運営業務委託契約に係るリスク	施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や、周辺環境の悪化及び規制基準の不適合等による改修や賠償	運営業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	復旧費、外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る業務変更に係る経費			○	中		市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	運営業務委託契約	第40条 要監視基準値の未達成 第41条 停止基準値の未達成 第43条 本件契約等の未達成 第44条 費用負担及び固定費の減額	市、運営事業者	■原因の究明、改善のための施設改修、運営事業の改善に要する費用、その他関連する費用は、運営事業者が負担する。 ■市は改善などが実施されるまで、固定費の減額(10%)を行う。
物価変動	建設工事請負契約に係るリスク	物価変動により、建設費が、工事着工時に、建設工事請負契約締結時から変動する場合		物価変動費		○	(○)	中	物価変動費を負担(民間は大幅な物価変動があれば市へ請求、市は協議に応じる。)			建設工事請負契約	第35条 貨金又は物価の変動に基づく契約代金額の変動	市、建設請負事業者	■契約後12ヵ月以内に貨金及び物価水準の上昇により当初契約金額が15/1000以上増加した場合、契約金額を見直す。
	運営業務委託契約に係るリスク	物価変動により、運営費が変動する場合		物価変動費		○	(○)	中				運営業務委託契約	第51条 運営委託費の見直し 別紙7	市、運営事業者	■運営委託契約書の定めに従い、業務委託費の見直しを行う。
税制	建設工事請負契約に係るリスク	税制度の変更等により建設請負事業者における税負担が増加するリスク		税変動費		○		中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第68条 法令などの変更	市、建設請負事業者	■法令変更のため、工事内容の変更が必要となったときには、協議の上、必要な変更を行うとともに、追加費用が生じるときは、市がこれを負担する。ただし、市が負担する金額が過分のときは、市は本件契約を解除することができる。この場合、市は出来形に相応する代金を支払う。
	運営業務委託契約に係るリスク	税制度の変更等により運営事業者における税負担が増加するリスク		税変動費		○		中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			運営業務委託契約	第52条 法令変更 第1項	市、運営事業者	■法令変更(税制に関するものを含む)により運営事業の実施に追加費用が生じるときは、市が合理的な範囲でこれを負担する。
不可抗力	建設工事請負契約に係るリスク	風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合(建設工事請負契約締結後)	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の執行済み業務費、事業再構築に係る経費(基本計画等の作成)		○		大	民間事業者の執行済み業務費(損害)の負担(民間が損害額を積算、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第30条 工事の中止 第67条 乙の解除権 第1項(1)	市、建設請負事業者	■不可抗力による工事の中止を規定。 ■中止期間が工期の10分の5又は6ヵ月を超えた場合は契約解除ができる。
		風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合(建設工事請負契約締結後)	事業の停止、災害復旧、建設工事請負契約の見直し	災害復旧費、H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の執行済み業務費、民間事業者の業務変更に係る経費、再契約に係る経費(アドバイザー、事務等)		○	(○)	中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)	修復に要する費用の1%を建設請負事業者が負担する旨を規定		建設工事請負契約	第40条 不可抗力による損害 第5項、第6項	市、建設請負事業者	■不可抗力による建設事業の損害額、増加費用については、1/100を超えるまでは運営事業者が負担、それ以上は市が負担する。
	運営委託契約に係るリスク	風水害・地震等の大規模災害等により損害を被る場合(運営業務委託契約締結後)	運営事業の停止、事業の再構築	災害復旧、外部へのごみ処理委託費、運営業務委託契約に係る執行済み業務費、事業再構築に係る経費		○		大	災害復旧費、民間事業者の執行済み業務費(損害)(民間が損害額を積算、市にて精査し、協議の上決定)			運営業務委託契約	第54条 不可抗力による負担 第64条 法令変更又は不可抗力の場合の解除	市、運営事業者	■不可抗力による運営事業の損害額、増加費用については、1/100に至るまでは運営事業者が負担、それ以上は市が負担する。 ■契約解除に至った場合は、市は、対応する委託料が支払われていない業務に対して速やかに支払う。

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容				市	民間建設請負事業者	民間事業者	リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費												
		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合	運營業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	災害復旧、外部へのごみ処理委託費、運營業務委託契約に係る業務変更に係る経費	○	(○)	中	災害復旧費、民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)		修復に要する費用の1%を建設請負事業者が負担する旨を規定	運營業務委託契約	第53条 不可抗力 第54条 不可抗力による負担	市、建設請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不可抗力による契約の履行が不可能になった時は相手方に通知する。 ■ 不可抗力による運營業務の損害額、増加費用については、1/100に至るまでは運營業務者が負担、それ以上は市が負担する。 	
債務不履行	建設工事請負契約に係るリスク	市が、工事費の支払等の債務を履行しない場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設工事請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費(基本計画等の作成)	○		大	民間事業者の実行済み業務費(損害)の負担(民間が損害賠償額を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第56条 前払金などの不払に対するこの工事中止 第58条 履行遅滞の場合における損害金など第4項 第67条 乙の解除権第1項(2)	市、建設請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前払金の支払が行われない場合、建設請負事業者は工事の全部又は一部を中止することができる。 ■ 市は遅延利息を支払う。 ■ 建設請負事業者は契約を解除することができる。 	
		市の工事費支払が遅延する場合	建設工事請負契約の見直し、支払い遅延による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費、民間に対する遅延損害金(遅延利息)	○		中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)遅延利息の支払い			建設工事請負契約	第56条 前払金などの不払に対するこの工事中止 第58条 履行遅延の場合における損害金など第4項	市、建設請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前払金の支払が行われない場合、建設請負事業者は工事の全部又は一部を中止することができる。 ■ 市は遅延利息を支払う。 	
	建設請負事業者の事業放棄、破綻の場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設工事請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費(基本計画等の作成)		○		大		市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	民間事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	第61条 甲の解除権 第65条 違約金	市、建設請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設請負事業者の不履行による契約解除 ■ 建設請負事業者は、契約代金額の100分の10に相当する額を市に支払う。 	
	要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の停止、民間事業者の再選定、協議、再契約による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費(基本計画等の作成)		○		大		市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	民間事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	第61条 甲の解除権 第65条 違約金	市、建設請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設請負事業者の不履行による契約解除 ■ 建設請負事業者は、契約代金額の100分の10に相当する額を市に支払う。 	
	要求水準の未達の場合	協議、改善の設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		中		市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	市が改善勧告を行い、建設請負事業者に修復	建設工事請負契約	第60条 乙に起因する条件変更	市、建設請負事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設請負事業者の責任及び費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う 	
	運營業務委託契約に係るリスク	市が、財政的理由等により業務委託費の支払を行うことができない場合	運營業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、運營業務委託契約に係る業務変更に係る経費		○		大	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			運營業務委託契約	第63条 乙の解除権	市、運營業務事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運營業務事業者は市の契約に基づく債務の不履行に対し、契約を解除することができる。 ■ 運營業務事業者は市に対して損害賠償を請求することができる。
		市の業務委託費支払が遅延する場合	運營業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○		中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			運營業務委託契約	第66条 損害賠償など第1項	市、運營業務事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市は、市の責めに帰すべき事由により運營業務者に生じた損害を賠償する。 	
		運營業務委託契約に係るリスク	運營業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○	大		市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)損害保険(企業費用・利益総合保険等)の検討	市は契約を解除し、運營業務者は損害賠償金を市に支払う損害賠償金については構成員の連帯責任である旨を規定	運營業務委託契約 基本契約	第60条 甲による解除第2項、第3項 第61条 甲による解除の場合の違約金 第11条 運營業務者に対する損害賠償義務などの履行の保証	市、運營業務事業者 市建設請負事業者 運營業務事業者 株主(構成員)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市は、乙の責に帰する事由により、契約を解除することができる。 ■ その場合残存期間の業務委託費の1/10又は年間委託費を違約金として支払う。 ■ 株主(構成員)は、運營業務者の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証する。 	

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容			市	民間建設請負事業		リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		民間建設請負事業	民間事業者								
	運営事業者の破綻等が発生する可能性がある場合	運営事業者の業況悪化による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の選定及び再契約に係る経費			○	中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	構成員(株主)は、運営事業者の経営・資金繰り等の支援を行うよう、努力する。	基本契約	第4条 確認・誓約事項など 第3項(6)	市 構成員(株主)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運営事業者の経営状況が悪化した場合、構成員は支援措置による最大限の努力を行う。 ■ 運営事業者は株主への支援要請を行う。 	
	要求水準未達成のため契約が解除される場合	運営事業者の再選定等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の選定及び再契約に係る経費			○	大	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	市が改善勧告を行ったにもかかわらず要求水準の達成が困難である場合、市は契約を解除し、運営事業者は市に対する損害賠償の支払いを行う。損害賠償金については構成員の連帯責任である旨を規定	運営業務委託契約 基本契約	第60条 甲による解除 第2項、第3項 第61条 甲による解除の場合の違約金 第11条 運営事業者に対する損害賠償義務などの履行の保証	市、 運営事業者 市 建設請負事業者 運営事業者 株主(構成員)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市は、乙の責に帰する事由により、契約を解除することができる。 ■ その場合残存期間の業務委託費の1/10又は年間委託費を違約金として支払う。 ■ 株主(構成員)は、運営事業者の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証する。 	
	要求水準未達成の場合で、その原因が、運営事業者から業務を受託する構成員等の責による場合	運営事業者の再選定、協議、再契約等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の選定及び再契約に係る経費			○	中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	当該の構成員等を、市が適当と認める他の事業者に差替え、当該構成員等が株主の場合、その株式を、他の構成員又は他の事業者に譲渡させる	基本契約	第4条 確認・誓約事項など 第3項(4)	市、 構成員(株主)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市の事前の承諾による運営事業者株式の新たな構成員への譲渡による構成員交代(可能性) 	
	要求水準の未達の場合	協議、改善策の策定、運営業務内容の変更、契約見直しによる事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費			○	中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	市が改善勧告を行い、運営事業者は修復させる。業務委託費の減額を行う旨を規定	運営業務委託契約	第40条 要監視基準値の未達成 第41条 停止基準値の未達成 第43条 本件契約等の未達成 第44条 費用負担及び固定費の減額	市、 運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市は運営事業者が必要に応じて猶予期間をあたえ、改善を行わせる。 ■ 改善の確認ができない場合、固定費の10%を減額する。 	

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容			市	民間事業者		リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負事業者	運営事業者								
(2) 計画・設計・施工段階														
応募	本事業の応募に伴う経費の負担				○	○	-			募集要項に、応募に要する費用は応募者負担の旨を記載	入札説明書	第3条 応募者に関する要件 2 応募に関する留意事項 (2)費用負担	市構成員	■ 応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。
用地	用地取得の遅延や、用地計上の変更	住民反対等の理由により、用地の取得が不可能となり、事業の実施が不可能となった場合	事業の中止、事業の再構築	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、建設工事請負契約に係る実行済み業務費、事業再構築に係る経費(基本計画等の作成)	○		大	民間事業者の実行済み業務費(損害)(民間が損害賠償額を積算、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務(1) 第27条 工事用地の確保など 第1項 第67条 乙の解除権 第1項 (2)	市建設請負事業者	■ 用地の確保、造成は市の行う業務である旨を規定。 ■ 建設請負事業者は契約を解除することができる。
		住民反対等の理由により、用地の取得が遅延し、建設着手が遅延した場合	運營業務委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○		中	市は、用地取得の遅れによる建設請負事業者の損害を負担する(民間が負担増を積算、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務(5) 第30条 工事の中止	市、建設請負事業者	■ 市の行う業務に住民同意の取得が含まれる。 ■ 用地確保ができないことにより生じた費用を市が負担する(第3項)
地元調整	(住民対応リスクに同じ)													
設計	市の責による場合	市が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更指示した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○		中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第29条 条件変更など 第1、4、5項 第67条 乙の解除権	市、建設請負事業者	■ 要求水準書不一致等の発見、確認、市による費用負担 ■ 建設請負事業者は契約を解除することができる。
		民間の責による場合	民間事業者の設計の変更やかしに伴う経費の増加や遅延	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○	中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担	建設工事請負契約	第19条 設計業務の実施 第1項 第60条 乙に起因する条件変更	市、建設請負事業者	■ 建設請負事業者は設計のかしについて全ての責任を負う。 ■ 建設請負事業者の責任及び費用負担による設計図書の変更、施工、工期の変更を行う。
測量、調査	市の責による場合	市が実施した地形や地質等現地調査の不備に伴う仕様変更がある場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○		中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第29条 条件変更など 第1、4、5項 第67条 乙の解除権	市、建設請負事業者	■ 要求水準書不一致等の発見、確認、市による費用負担 ■ 建設請負事業者は契約を解除することができる。
		民間の責による場合	民間事業者が実施した地形や地質等現地調査の不備に伴う仕様変更がある場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○	中	市に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担	建設工事請負契約	第19条 設計業務の実施 第1項 第60条 乙に起因する条件変更	市、建設請負事業者	■ 建設請負事業者は設計のかしについて全ての責任を負う。 ■ 建設請負事業者の責任及び費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。
交付金	市の責による場合	市の事由による交付金の交付の遅延	建設工事請負契約の見直し、支払い遅延による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費(民間での不足額に対する借入金利を含む)	○		大	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務(6)、(7) 第67条 乙の解除権 第1項 (2)	市、建設請負事業者	■ 交付金申請は市の行う業務である旨を規定。
		民間の責による場合	建設請負事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、市の行う申請・届出等で、民間が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	事業の遅延			○	中			建設工事請負契約	第8条 その他の乙の業務 (3) 第60条 乙に起因する条件変更	市、建設請負事業者	■ 市の交付金申請手続きへの協力を規定。 ■ 建設請負事業者の責任及び費用負担による設計図書の変更、工期の変更を行う。
資金調達	市の責による場合	市が用意する資金の調達に伴う遅延が発生した場合	建設工事請負契約の見直し、支払い遅延による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費 遅延損害金(遅延利息)の発生	○		大	民間事業者の業務変更に係る経費(損害)(民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第10条 甲の行う業務(4) 第67条 乙の解除権 第1項 (2)	市、建設請負事業者	■ 建設に必要な資金の調達・支払いは市の行う業務である旨を規定。
		民間の責による場合	民間事業者が用意する資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生するリスク	事業の遅延			○			建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	第7条 建設事業 (8)	市、建設請負事業者	■ 建設事業に必要な資金調達は建設請負事業者の責で行うものと解釈(市による支払の開始までのつなぎ資金など) …その他業務を含む。
建設費	市の指示及び不可抗力以外による工事費の増加が発生した場合	建設工事請負契約の見直し、協議などによる事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○	中	市に生じた損害の負担(民間協定等に基づく起因者による損害負担)	建設請負事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	第57条 施工に係るかし担保 第60条 乙に起因する条件変更	市、建設請負事業者	■ 市は工事目的物にかしがあるときは、建設請負事業者に対して損害賠償を請求できる。 ■ 建設請負事業者の責任及び費用負担による設計図書の変更、施工、工期の変更を行う。		

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容				市	民間 建設 請負 事業者	民間 運管 事業者	リス クの 影響 度	市が負担するリスク への対応等	民間事業者が負担する リスクへの対応等	民間事業者が負担する ものを担保する方法 (市での対応策)	対象となる 契約等	契約等への 反映場所	契約等の 当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事 項	想定される事業推進への影響	発生する経費												
工事	市の責による場合	市の提示条件の不備や市の指示により工事が変更した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害) (民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第29条 条件変更など 第1、4、5項	市、 建設請負事業者	■要求水準書不一致等の発見、確認、 市による費用負担
	民間の責による場合	民間事業者の事由により工事が変更した場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		中		市に生じた損害の負担 (民間協定等に基づく 起因者による損害負 担)	建設請負事業者が、生 じた損害を負担	建設工事請 負契約	第60条 乙に起因する 条件変更	市、 建設請負事業者	■建設請負事業者の責任及び費用負担 による設計図書の変更、施工、工期 の変更を行う。
工事中の事故	調査、工事に係る事故が発生した場合		事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		中	市に生じた損害の負担 (民間協定等に基づく 起因者による損害負 担) 損害保険(建設工事保 険、第三者賠償責任保 険、労災総合保険等) による対応	加入すべき損害保険の 提案させ、加入を義務 付けるよう規定	建設工事請 負契約	第38条 一般的損害 第39条 第三者に及ぼ した損害	市、 建設請負事業者	■建設事業の実施に関して生じた損害 及び第三者に及ぼした損害につい ては、市が負担すべきものを除き建設 請負事業者が負担する。	
対象施設整備	民間事業者の設計の変更やかしが発生した場合		協議、改善の設計や施工による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		中		市に生じた損害の負担 (民間協定等に基づく 起因者による損害負 担)	建設請負事業者が、生 じた損害を負担する旨 を規定	建設工事請 負契約	第60条 乙に起因する 条件変更	市、 建設請負事業者	■建設請負事業者の責任及び費用負担 による設計図書の変更、施工、工期 の変更を行う。
試運転、引渡性能試験	市の責による場合	試運転、引渡性能試験に必要なごみの供給量不足が発生した場合	ごみ量が充足するまでの事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費	○			中	民間事業者の業務変更に係る経費(損害) (民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定)			建設工事請負契約	第41条 試運転、予備 性能試験及び引渡性能 試験 第5項	市、 建設請負事業者	■市は必要な処理対象物を供給する。
	民間の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果による要求水準書等に適合しない場合	原因の調査、改善の設計や協議及び施工、再試験等による事業の遅延	H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		中		市に生じた損害の負担 (民間協定等に基づく 起因者による損害負 担)	建設請負事業者が、生 じた損害を負担する旨 を規定	建設工事請 負契約	第41条 試運転、予備 性能試験及び引渡性能 試験 第1~3項 第42条 検査要領書 第4項	市、 建設請負事業者	■建設請負事業者の費用負担により、 検査の手続、補修工事その他必要な 追加工事を行う。
完工	工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が発生した場合			H27年度以降の外部へのごみ処理委託費、民間事業者の業務変更に係る経費		○		大		工事完工保証の差し入 れを検討	工事完工保証等を提案 させ、差し入れを求め る旨の規定 建設請負事業者が、生 じた損害を負担する旨 を規定	建設工事請 負契約	第60条 乙に起因する 条件変更	市、 建設請負事業者	■建設請負事業者の責任及び費用負担 による設計図書の変更、施工、工期 の変更を行う。

3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容			市	民間 建設 請負 事業	民間 運 営 事 業 者	リス ク の 影 響 度	市が負担するリスク への対応等	民間事業者が負担する リスクへの対応等	民間事業者が負担する ものを担保する方法 (市での対応策)	対象となる 契約等	契約等への 反映場所	契約等の 当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事 項	想定される事業推進への影響	発生する経費											
(3) 運営段階														
ごみ量、ごみ質 の変動	ごみ量の変動に対するリスク 計画ごみ質の範囲外のごみが長期間継続 して供給された場合		用役費の増加	○		(○)	小				運営業務委 託契約	第51条 運営委託費の 見直し 別紙7	市、 運営事業者	■運営委託費（固定費及び変動費） は、市と運営事業者の協議により見 直す。
				○		(○)	中	市が、運営事業者に発生した損害を負担 （民間が負担増を積算し、市にて精査し、協議の上決定） 構成市町でのごみ分別回収の徹底			運営業務委 託契約	第45条 ごみ質 第2 項 第46条 ごみ質の変動 により基準値を遵守できない場合の対応	市、 運営事業者	■ごみ質の変動による燃料費の増加等 が、運営委託料の1.5%を超える場合、 差額を清算する。 ■要求水準、要監視基準値に適合する ためのプラント設備の改造が必要にな った場合の改造費用は、市が負担する。 ■運営事業者と市は、運営委託費の見 直しについて協議する。
性能	性能が未達成となり、要求水準書等に適合していない場合	原因の調査、改善の設計や協議及び施工、再試験等による事業の遅延	外部へのごみ処理委託費、調査費、改善費			○	中	市に生じた損害の負担 （民間協定等による起因者による損害負担）	市が改善勧告を行い、運営事業者に修復させる。 業務委託費の減額を行う旨を規定	基本契約	第9条 故障、事故などの発生時の対応	市、 建設請負事業者 運営事業者 構成員（株 主）	■建設請負事業者と運営事業者は、基本契約書で定めた協議ルールに基づく早急な対応を行う。	
施設かし	事業期間中における施設設計かしが発見された場合	協議、改善の設計や施工による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、改善費			○	(○)	中	ごみ処理費、復旧費 （民間協定等による起因者による損害負担） 施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険等の検討	加入すべき保険を提案させ、保険の加入を義務付ける 建設請負事業者が損害を負担	建設工事請 負契約	第19条 設計業務の実 施 第1項 第57条 施工に係るかし担保	市、 建設請負事業者	■建設請負事業者は設計のかしについて全ての責任を負う。 ■市は工事事務物にかしがあるときは、建設請負事業者に対して損害賠償を請求できる。
保守管理	保守管理において不可抗力を除く事故等が発生した場合	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費			(○)	○	中	ごみ処理費、復旧費 （民間協定等による起因者による損害負担）	運営事業者が損害を負担する	運営業務委 託契約	第39条 臨機の措置 第44条 本件契約等の未達成などに伴う費用負担及び固定費の減額	市、 運営事業者	■運営事業者は事故や災害の防止のため、必要に応じ臨機の措置を取る。 ■運営事業者の責に帰する場合は、運営事業者の費用負担により復旧、改善を行うとともに、市は固定費を10%減額する。
施設破損	民間の責による場合	不可抗力、ごみ量変動、ごみ質の変動を除く、事故や火災等が発生した場合	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費		(○)	○	中	ごみ処理費、復旧費 （民間協定等による起因者による損害負担）	運営事業者が損害を負担する	運営業務委 託契約	第39条 臨機の措置 第44条 本件契約等の未達成などに伴う費用負担及び固定費の減額	市、 運営事業者	■運営事業者は事故や災害の防止のため、必要に応じ臨機の措置を取る。 ■運営事業者の責に帰する場合は、運営事業者の費用負担により復旧、改善を行うとともに、市は固定費を10%減額する。
	市、民間のいずれの責にもよらない場合	外部の者（関係する契約の当事者ではない者）による施設破損、放火等の火災等が発生した場合	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、復旧費	○		中	市町村共済等への加入の検討（火災への対応）等			運営業務委 託契約	第53条 不可抗力 第54条 不可抗力による負担	市、 運営事業者	■不可抗力によるものと見なし、運営業務委託契約に定める不可抗力に係る規定に従う。
運営中の事故	調査、工事に係る事故による経費の増加や遅延					○	中	運営実施体制の整備 損害保険（第三者賠償責任保険、労災総合保険等）による対応	加入すべき損害保険の提案させ、加入を義務付けるよう規定	運営業務委 託契約	第24条 運営マニュアルの修正、更新など 第69条 保険 第2項	市、 運営事業者	■運営マニュアルに基づく対応と、必要に応じて運営マニュアルの追加・変更・修正を行う。 ■運営に係る損害や損失に備え、必要な保険を付保することを規定する。 ■建設請負事業者と運営事業者は、基本契約書で定めた協議ルールに基づく早急な対応を行う。	
搬入禁止物	搬入されるごみの監視不備を除く搬入禁止物に起因する事故等が発生した場合	事故の報告等に係る手続、事故に係る協議及び事故の復旧等による事業の停滞	用役費	○			中	市が運営事業者に生じた損害を負担する			運営業務委 託契約	第18条 搬入禁止物等の取扱	市、 運営事業者	■搬入禁止物の混入による故障の修理費用などは運営事業者が負担。但し、収集ごみ又は許可ごみに混入したものであって確認作業によっても発見困難であることを運営事業者が明らかにした場合は、市が費用を負担する。

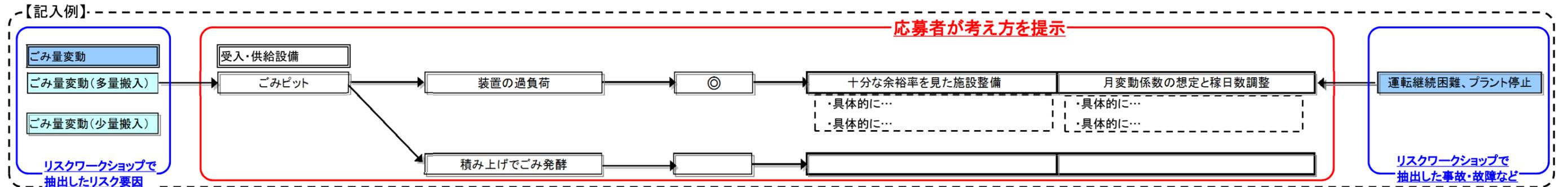
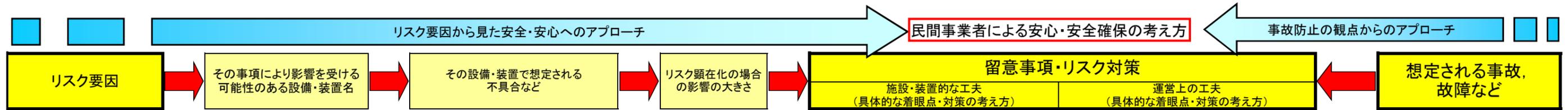
3 事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、(○)は従たるリスクを示す

項目	リスクの内容			市	民間建設請負事業者	民間事業者	リスクの影響度	市が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するリスクへの対応等	民間事業者が負担するものを担保する方法(市での対応策)	対象となる契約等	契約等への反映場所	契約等の当事者	契約等を含む内容
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費											
運営経費	施設の運営において要求水準書等に適合しない場合	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞	外部へのごみ処理委託費			○	中		ごみ処理費、改善費	建設請負事業者と運営事業者が早急な復旧を行う旨を規定	運営業務委託契約	第40条 要監視基準値の未達成 第41条 停止基準値の未達成 第43条 本件契約等の未達成 第44条 費用負担及び固定費の減額	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市は運営事業者が必要に応じて猶予期間をあたえ、改善を行わせる。 改善の確認ができない場合、固定費の10%を減額する。
	不適正な運転、保守点検、整備により運転が停止した場合	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の停滞	ごみ処理費、復旧費、改善費		(○)	○	大		ごみ処理費、復旧費、改善費	運営事業者が早急な復旧を行う旨を規定	運営業務委託契約	第40条 要監視基準値の未達成 第41条 停止基準値の未達成 第43条 本件契約等の未達成 第44条 費用負担及び固定費の減額	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市は運営事業者が必要に応じて猶予期間をあたえ、改善を行わせる。 改善の確認ができない場合、固定費の10%を減額する。
規制変更	(全段階 法制度・許認可リスクと共通)													
環境保全	(全段階 環境保全リスクと共通)													
利用者	見学者等の施設利用者の事故が発生した場合		損害賠償	○			中	第三者賠償責任保険への加入を検討	第三者に損害を与えないような体制の整備	事業計画書において体制を確認	運営業務委託契約	第69条 保険 第2項	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 第三者賠償責任保険などの必要な保険を付保することを規定する。
	機器修繕の外注請負者、薬品等の運搬者等に事故が発生した場合		損害賠償			○	中		第三者賠償責任保険への加入	事業計画書において保険加入を確認	運営業務委託契約	第69条 保険 第2項	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 第三者賠償責任保険などの必要な保険を付保することを規定する。
施設の健全性	事業終了時における施設の性能が確保できなくなった場合	原因の調査、改善の運転計画の作成、協議等による事業の延長			(○)	○	大			運営事業者による修復を規定する	運営業務委託契約	第56条 事業期間終了時の明け渡し条件 第1項	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間終了時の明け渡し条件として、引き続き10年間運転できる状態であることを規定
運転停止	民間の責による場合	民間事業者(運営事業者または建設請負事業者など)の責(保守管理、施設破損、事故及び契約上の債務不履行など)による清掃工場の運転の停止	ごみ処理の停滞による、住民生活環境への影響の発生		(○)	○	大				運営業務委託契約	第42条 本件施設の運転の停止の際の取扱い	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 他の廃棄物処理施設へのごみの搬入に要した費用及びごみ処理に要した費用は、運営事業者が負担する。
	市、民間のいずれの責にもよらない場合	不可抗力など、民間の責によらない清掃工場の運転の停止	ごみ処理の停滞による、住民生活環境への影響の発生	○			大				運営業務委託契約	第42条 本件施設の運転の停止の際の取扱い	市、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 他の廃棄物処理施設へのごみの搬入に要した費用及びごみ処理に要した費用は、市が負担する。

4 設備などに係るリスク抽出シート(1)

(1) 民間事業者の技術やノウハウで、安全・安心を確保できるか? (プラントに係る技術など)



4 設備などに係るリスク抽出シート(2)

(2) 運営期間中などの事故リスクは何か、事故を防止する対策は何か？ (安全管理体制など)

